覚　　書

　横浜市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、　　　　年　　月　　日付で締結した市有地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

（媒介報酬基準）

第１条　協定書第１０条第１項の規定に基づく媒介報酬の額は、市有地の売払価格を次の表の

　左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げた割合を乗じて得た金額

　を合計した金額とする。

　　ただし、１０００円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 割　　　　　合 |
| ５０００万円以下の金額 | １０００分の３０ |
| ５０００万円超、１０億円以下 | １０００分の２５ |
| １０億円超の金額 | １０００分の２０ |

　　　　（注）この割合には、消費税額に係る税率に相当する率を含む。

２　乙に属する宅地建物取引業者は、市有地の購入者に対し媒介報酬を請求できないものとす

　る。

（業務運営要綱）

第２条　協定書第１３条の規定に基づき、業務運営要綱を別紙の通り定める。

（協議事項）

第３条　この覚書に疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲と乙とが

　協議して定めるものとする。

　　この覚書の締結を証するため、覚書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、それぞれ

　１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

甲　横浜市中区本町６丁目50番地の10

横浜市

　　　　　横浜市長　　○○　○○

乙